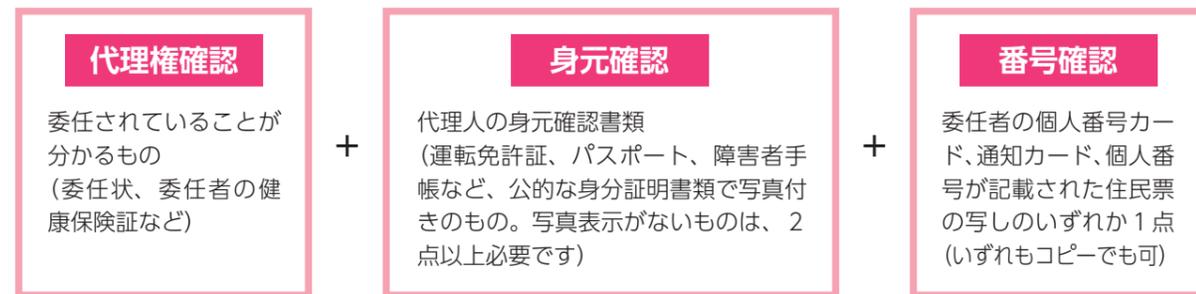


## ②代理人が申請・届け出などをする場合

本人以外の代理人が申請や届け出などをする場合は、以下の3点の書類が必要です。



▶問い合わせ 企画政策課企画・改革担当(内線311)

## マイナンバー(個人番号)の「通知カード」は届きましたか

市では、11月中旬に全世帯へ通知カードの郵送を終了しました。まだ手元に届いていない方、紛失などで再交付を希望する方は市民課までご連絡ください。

### ▶個人番号カードの交付申請について

お手元に届いた「通知カード」に同封されている「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」に必要事項を記入の上、顔写真を添付して返信用封筒に入れて郵送してください。また、スマートフォンやパソコンでも申請ができます。個人番号カードの交付申請は任意です。交付を希望する場合は申請してください。

※顔写真は、縦4.5センチメートル×横3.5センチメートルのサイズで、最近6カ月以内に撮影し、正面、無帽、無背景のものを用意してください。

### ▶個人番号カードとは

個人番号カードはマイナンバー(個人番号)が記載された顔写真付きのカードです。個人番号カードは、プラスチック製のICチップ付きカードで券面に氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー(個人番号)と本人の顔写真などが表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できる他、自治体サービス、e-Taxなどの電子証明書を利用した電子申請など、さまざまなサービスにも利用できます。



個人番号カード(表面)

個人番号カード(裏面)

### ▶個人番号カードを申請された方へ

1月以降、交付場所・交付日時などをお知らせする交付通知書が申請者の自宅に届きます。必要な持ち物(交付通知書、通知カード、身分証明書など)を持

参の上、交付通知書に記載された交付場所に本人がお越しください。交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定いただくとカードが受け取れます。

※住基カードをお持ちの方は、受け取りの際にご返却ください。

### ▶なりすましを防止するため顔認証システム活用にご協力ください

個人番号カード交付時に、カメラとスキャナーを用いて本人確認をさせていただきます。撮影された写真は速やかに消去され保存されることはありません。ご協力をお願いします。

### ▶個人番号カードを紛失してしまった場合

個人番号カードを紛失した場合、個人番号カードコールセンターに連絡し一時利用停止の手続きを行ってください(通知カードを紛失した場合は、市民課へご連絡ください)。

【個人番号カードコールセンター】 ☎0570-783-578  
 ※一時利用停止については24時間365日受け付けます。

### ▶住民基本台帳カード・電子証明書の交付終了について

マイナンバー制度が1月から始まることにより住民基本台帳カードおよび住民基本台帳カードの電子証明書の交付サービスは終了しました。これまでに交付した住民基本台帳カードおよび電子証明書については、有効期間が終了するまで利用できます。1月以降、新たに公的個人認証サービスを利用する場合は、個人番号カードを取得していただく必要があります。

### ▶問い合わせ

同課マイナンバー担当  
 (内線242)



# マイナンバー制度の開始に伴い、申請や届け出の方法が変わります

マイナンバー制度の開始に伴い、次の各手続きを行う際は、申請書や届出書などに原則として、個人番号(マイナンバー)を記載する必要があります。また、記載いただいた個人番号と、本人(または代理人)の身元確認のため、次の書類を窓口で提示することが必要です。

## (1) 個人番号の記載が必要となる主な手続き

事務の種類	手続きや書類の名称	担当課・問い合わせ
国民健康保険に関する事	資格取得・喪失の届け出、被保険者証の再交付申請、限度額適用・標準負担額減額認定の申請、高額療養費の支給申請など	保険年金課国保担当(内線271)
後期高齢者医療保険に関する事	被保険者証などの再交付申請、限度額適用・標準負担額減額認定の申請、高額療養費の支給申請など	保険年金課医療担当(内線226)
医療費や妊娠・出産に関する事	子ども医療費・ひとり親家庭等医療費・重度心身障害者医療費の医療費支給の申請や請求、資格登録申請、変更届、再交付申請など	保険年金課医療担当(内線227)
	妊娠届、未熟児養育医療給付申請など	保健センター母子担当 ☎553-0053
児童福祉に関する事	保育所などの利用のための認定申請	子育て支援課保育担当(内線263)
	児童手当の認定申請、児童扶養手当の認定申請など	同課子育て支援担当(内線262)
介護保険に関する事	要介護・要支援認定の申請など	高齢者福祉課介護認定担当(内線269)
	特定入所者介護サービス費の支給申請、高額介護サービス費の支給申請など	同課介護保険担当(内線277)
障害福祉に関する事	身体障害者手帳・精神保健福祉手帳に関する申請、自立支援医療に関する申請、障害サービスの支給に関する申請、特別障害者手当・障害児手当に関する申請など	福祉課障害福祉担当(内線265・266)
生活保護に関する事	生活保護の申請	福祉課生活保護担当(内線288)
市税に関する事	納税管理人の申請・変更申請、相続人代表者指定届など	税務課市民税担当(内線231) 税務課固定資産税担当(内線233)

※事務や手続きの詳細については、各担当に問い合わせください。

## (2) 手続きの際に窓口で必要となるもの

窓口では、なりすまし防止のため、「個人番号を確認できる書類」と「申請者などの身元を確認できる書類」が必要です。

### ①本人が申請・届け出などをする場合



※写真の表示がないもの(健康保険証や介護保険の被保険者証、年金手帳、市税の納税通知書、公共料金の領収書など)の場合は、2点以上必要です。